

菊池川流域日本遺産案内看板等設置事業業務委託入札実施要領

菊池川流域日本遺産協議会（以下「協議会」という。）が実施する菊池川流域日本遺産案内看板等設置事業業務委託（以下、「業務委託」という。）の委託業者を選定する一般競争入札を次のとおり実施する。

1 業務名

菊池川流域日本遺産案内看板等設置事業業務

2 事業概要

「菊池川流域日本遺産案内看板等設置事業業務委託基本仕様書」のとおりに

3 入札までの日程

公示	平成31年1月23日（水）	
質問申出期限	平成31年1月30日（水）	12時まで
入札参加申込期限	平成31年2月 1日（金）	12時まで
入札日	平成31年2月 4日（月）	10時から

4 入札場所

山鹿市役所3階 301会議室

5 最低制限価格 なし

6 入札保証金 免除

7 質問と回答

（1）業務委託に関する質問は、メールもしくはFAXにて受け付ける（下記あて、様式自由）。送信後、送信した旨の電話連絡を行うこと。

菊池川流域日本遺産協議会事務局

（担当：山鹿市教育委員会社会教育課文化係 中島 徳子）

メールアドレス shakyo@city.yamaga.kumamoto.jp

TEL 0968-43-1651 FAX 0968-43-1218

（2）期限日1月30日(水)の12時以降の質問は受け付けない。

（3）回答は、メールもしくはFAXにて行う。

8 入札の参加申込み

入札に参加するためには、事前に参加申込みを行うこととし、上記7あてに申込書（様式1）をメールもしくはFAXにて提出すること。送信後、送信した旨の電話連絡を行うこと。

9 参加条件及び資格

- （1）法人格を有しており、熊本県内において本店又は支店・営業所を有するものであること。
- （2）菊池川流域の3市1町（玉名市、山鹿市、菊池市、和水町）のいずれかに競争入札参加資格の登録があること。
- （3）入札申し込み受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- （4）入札申し込み受付期間において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- （5）入札申し込み受付期間において、菊池川流域の3市1町（玉名市、山鹿市、菊池市、和水町）から指名停止等の措置を受けていないこと。
- （6）暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。

10 代理人による入札

代理人が入札に参加する場合は、入札前に委任状（様式3）を提出すること。

11 その他

入札に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、くじにより落札者を決定する。